

昭和前期の宗教結社と地域社会

——荒川区の事例より——

川又 俊則

目 次

1. 問題の所在
2. 荒川区の概況
3. 宗教史的背景と本資料の位置
4. 資料の概要
5. 分析
 - (1) 代表者と信徒
 - (2) 結社の建造物
6. 若干の結論

1 問題の所在

本稿は、昭和15年に作成された資料を用いて、当時の東京都荒川区における宗教結社の諸相を描き出そうとする試みである。

日本における「地域社会と宗教」というテーマは、まず、日本民俗学の諸研究を参照すべきだろう。民間信仰や葬送儀礼・年中行事、さらには都市祭礼など、さまざまな地域における事例研究の蓄積は、歴史的研究から現状報告まで、非常に幅広い⁽¹⁾。また、農村社会学や都市社会学、さらに都市人類学の研究も見逃せない。昭和21年から59年までに「都市社会の宗教」とい

うテーマで刊行された文献の目録がすでにあるが⁽²⁾、それ以降も、注目すべき業績はいくつも見られる⁽³⁾。本稿と同じ東京都内ということで、例を一つだけ挙げるならば、倉沢進たちによる調査がすぐに思い出される⁽⁴⁾。東京都巣鴨にある「とげぬき地蔵」へ集う高齢者たちに対して、インタビューや質問紙調査による分析がまとめられた論文集である。

筆者は平成6年以降、磯岡哲也淑徳大学教授に導かれ、荒川区の宗教法人を中心とした民俗調査を行ってきた⁽⁵⁾。その調査の過程で、昭和15年と16年に作成された「宗教結社資料」(以下、本資料とする)を入手することができた⁽⁶⁾。そもそも東京都公文書館に保管されている資料である。本稿では、そのうち筆者らが調査をしてきた荒川区の宗教結社を扱うことにする。

本資料は昭和15年4月に施行された宗教団体法に基づいて作成された資料である。しかもこれは、「宗教団体」ではなく「宗教結社」の資料である点に筆者は強い関心を持った。

そもそも、宗教学においては、教義・儀礼・信者・施設という要件を整え、宗教活動を行う団体のことを「宗教集団」、そして、その集団の内部において、成員の地位や役割の分化が生じ、それぞれの成員の地位が体系づけられるようになった宗教集団を「宗教団体」と定義づけている⁽⁷⁾。

さらに、現行の宗教法人法第十二条の規定に従えば、「宗教団体」が所定の事項を記載した規則を作成して所轄庁の認証を受け、登記することによって「宗教法人」となるのである。

だが、法的にはこのように区分されるものの、一般的には、「宗教法人」と「宗教団体」は、大きな差異なく用られているようである。

それでは、最近の統計（平成10年12月31日現在）でこれらの差異を確認しておこう⁽⁸⁾。

すると、包括宗教法人数は412、単位宗教法人数は182928、合計183340である。そのうち、文部省大臣所轄は0.5%、都道府県知事所轄は99.5%となっている。宗教団体数は合計226984である。すなわち、差し引き44056は法人格を持たない団体ということになる。しかもこの団体数は、包括宗教団体からの回答によって得られた宗教団体数である。すなわち、すべての宗教団体

のなかで、所轄庁からの問い合わせに回答したものに過ぎないのである⁽⁹⁾。

筆者は、平成11年に単立宗教法人格を取得した、あるキリスト教会を現在調査している。その他の調査経験も含めて考えると、単立宗教法人格を取得していないくとも、熱心に宗教活動を行っている宗教団体は少なくないのではないかと思うに至った。

本稿で扱うのは、昭和15年時点で活動していた宗教結社である。宗教団体法が施行された当時の区分で「宗教団体」が宗教法人法の「宗教法人」に、「宗教結社」が「宗教団体」にそれぞれ該当するだろう。

つまり本稿は、第二次大戦前の、宗教団体法が施行された当時の宗教世界を扱うものの、筆者の問題関心は時代限定的なものではなく、現在の調査研究にもつながっているということを述べたいのである。

すでに筆者は、この資料全体の特性を検討し、さらに簡単な統計的分析、所在地に基づいた地図作成という二つの作業により、当時の荒川地区の宗教世界を描こうと試みたことがある⁽¹⁰⁾。また、共同研究者の磯岡哲也氏は天理教の75布教所に関する事例研究を行った⁽¹¹⁾。

本稿で筆者は、前稿で触れられなかった部分を中心に扱う。それは、対象となる宗教結社をより複眼的にとらえるために、当時の歴史的地理的背景を描き出すことと、一部教派に限られてしまうものの、宗教結社の建造物に関する考察を行うことである。その作業を通して、昭和15年時点における「荒川区の宗教世界」の一部を浮かび上がらせたいのである。

2 荒川区の概況

それではまず、本資料の分析対象である荒川区について、明治から第二次大戦までの歴史を概観しておこう⁽¹²⁾。なお、後述の通り、市町村制の変遷はあるが、現在の尾久・町屋・南千住・日暮里・荒川（旧三河島）の各地区を含む荒川区を指す場合、「荒川区」と表記することにした。

幕末維新期の後、東京は大きく枠組みを変遷させた。そして、明治22年に

市町村制が施行され、東京市が誕生した。このとき「荒川区」では、三河島村と町屋村が合併し三河島村となった。現在の「荒川区」を形成する、尾久村・三河島村・日暮里村・南千住町は、いずれも当時、東京府北豊島郡に属していた。

明治26年2月、北多摩、南多摩、西多摩の三郡を東京府へ移管する法案が提出された。そして、東京市が発足したのは明治31年10月のことである。やがて町制が敷かれ、大正3年には日暮里村が町へ、大正8年には三河島村が町へ移行した。

大正11年3月には、東京市初めての下水処理場が三河島町に完成した。また、同年9月の関東大震災により、東京は壊滅的打撃を受けた。「荒川区」は急激な都市化の最中であり、この災害により、一面焼け野原になった。後述するが、とくに、南千住・日暮里・三河島といった工場が集積した地域の被害は大きかった。また、尾久でも1050戸が倒壊し、甚大な被害を被った。

だが、東京市区改造計画が実施されることになり、「荒川区」も区画整理事業の対象となった。すると、より被害がひどかった東京市内からの被災者が流入した。その結果、大正13年の人口は、大正9年時点の約5倍の4万7000余名へと急増したのである。そして、昭和3年と翌年には東日暮里に、当時としては近代的な設備を持つ集合住宅、三ノ輪・鶯谷アパートメントも建てられるようになった。

昭和7年10月には、市郡合併が行われた。その際、20区が新設され、東京市へ編入し、旧市内15区と合わせて人口530万人を擁する東京35区が誕生した。この一つとして「荒川区」も成立したのであった。

その後、日中戦争から太平洋戦争へと戦争が続き、昭和17年4月18日には、尾久町に東京初めての空襲があった。その後も幾度となく空襲があり、区民の一部は疎開した。そして昭和20年に終戦を迎えた。

次に、区内の産業をみておこう。

「荒川区」全体は、農業のなかでも米や蔬菜が盛んに作られていた。

とくに町屋では、米作以外に、蔬菜の三河島菜や小松菜などが作られていた。また、人参・大根も作られた。だが、やがて、明治末の耕地整理によっ

て、水田から畠地、さらには宅地への転換が徐々に進められていった。さらに、先述の通り、関東大震災以降、東京市内から焼け出された人々が宅地を求めて近郊へ押し寄せた。そのため、町屋の農地は、ほとんどが宅地へと変わった。

尾久では、明治45年に鬼怒川水力電気東京変電所が建設され、煉瓦工場・電化会社などの大規模工場が次々と進出した。そして大正末には、それまで農地の半分が宅地や工場へ変わっていった。ちなみに、尾久における大正11年時点の職業別人口構成は、農業3%、職工39%、商業25%、工業が12%であった。

南千住では、明治12年に製絨所の操業が始まった。すると、明治19年には東京板紙株式会社、明治26年には東京瓦斯株式会社千住製造所、さらに、明治39年には東京毛織物株式会社、明治42年には東京紡績株式会社橋場工場と、大規模工場が続々建設され、稼働した。また、工場建設にともない、より一層、電力の重要性が高まった結果、明治38年には、千住火力発電所が建設されて、旧市内に電気を供給するようになったのである。

日暮里では明治から大正にかけて廃品回収業が発展していった。その他、小規模工場が建ち並び、多様な産業が営まれていた。昭和10年当時の工場分布図からも、小規模工場が多いことが分かる⁽¹³⁾。常磐線と東北・高崎線の分岐となった日暮里駅、貨物駅として重要性を持っていた三河島駅などを抱え、昭和3年には王子電車（現都営荒川線）の三ノ輪一大塚間が開通、昭和8年には京成電鉄の日暮里ー上野間が開通するなど、「荒川区」は、空き地・交通の便などの条件が整っていたため、工場地域となっていたのである。

最後に、本資料に掲載されていない神社仏閣の一部を見ておきたい。

尾久には、尾久八幡神社がある。この村社は、尾久や町屋を氏子範囲にしていた。

町屋には、原稻荷神社がある。明治13年に合併する前までは二社あったが、現在は原稻荷神社のみである。江戸時代町屋村の鎮守としての役割を果たしていたという。また、真言宗豊山派の慈眼寺がある。これは、慶長3年に開山した。その後、明治初年に廃寺になりかけるも、明治6年に檀家総代らの

尽力により再興した。さらに、関東大震災で堂宇が崩壊するが、檀徒の発願で昭和4年に再建した。

南千住には、石浜神社と素盞雄神社がある。石浜神社は明治5年に郷社に列せされている。二度移転した。素盞雄神社は創建が延暦年間とされ、三河島や町屋などの鎮守とされた。

日暮里には、諏方神社と猿田彦神社がある。諏方神社は、日暮里ばかりではなく台東区谷中の総鎮守でもある。氏子組織も両地区から構成されている。東日暮里は台東区根岸にある元三島神社の氏子域になっている。また日暮里は、日蓮宗の修性院の布袋や臨済宗妙心派の青雲寺の恵比寿が江戸七福神、真言宗豊山派の淨光寺が江戸六地蔵、真言宗豊山派の養福寺が江戸西国三十三カ所観音靈場でもあった。江戸期には寺院の境内が整備され、修性院・青雲寺が「花見寺」、日蓮宗の本行寺が「月見寺」、淨光寺が「雪見寺」と俗称されるようになった。

三河島には、通称「宮地稻荷」と呼ばれる三河島稻荷があり、近隣の住民が中心となって神事・行事を行った。上述のように、素盞雄神社の氏子域でもある。また、真言宗豊山派の觀音寺や淨土宗の法界寺は、江戸時代將軍が鷹狩りをするときの御膳所であった。

これらをまとめると、次のようなことが言えるだろう。

昭和15年時点というのは、東京府35区の時代だということになる。明治以前から農業が盛んだった地域は、徐々に住宅地へと転換された。近くを荒川が流れ、また、鉄道の要衝だったということもあり、明治以降、中小工場から大工場まで集積する、東京府内でも有数の工業地域となっていました。その証左として昭和8年における工場数は35区内1位であり、従業員数や工業生産額は第4位だった⁽¹⁴⁾。

人口の移動を考えると、江戸期以来の住民とともに、明治以降に移動してきた住民が住み着いた地域だということが明確になった。著名な神社仏閣も各地域ごとに存在していたが、後述するようにさまざまな宗派・教派の宗教結社も各地に結成された。

では、このような状況の中で、いわゆる「宗教結社」はどのような形で存

在していたのであろうか。次節で宗教法制史を確認しよう。

3 宗教史的背景と本資料の位置

先述の通り、本資料は、近代日本において初めての統一的な宗教法である宗教団体法の施行にともなって作成された。

そこで、その位置を明確にするため、明治から第二次世界大戦前後の法制度を概観しておこう⁽¹⁵⁾。

大日本帝国憲法は明治22年に制定された。その第二十八条では、信教の自由が保障されている。明治32年には内務省令第四十一号が施行された。その内容は、諸外国との条約改正を目指した明治政府が、キリスト教を初公認したものであった。

同年に提出された第一次宗教法案が廃案となる。その後、大正15年に宗教制度調査会が設置された。すると、昭和2年には第二次宗教法案が、昭和4年には宗教団体法案が提出されたものの、いずれも貴族院で審議未了のまま終わった。結局、昭和初期まで、宗教に関する統一的な法制度は存在しなかったのである。

そしてようやく、昭和14年4月に全二十八条、附則九条からなる宗教団体法が公布され、翌15年4月に施行された。その間、例えば昭和15年3月には宗教団体登記令が公布されるなど、関係法規も整備された。

さらに昭和19年1月に、宗教強化方策委員会が管制公布された。そして、「皇国宗教」確立のため、同年9月には、国策に相応する戦時宗教活動や推進機関として、文部大臣が会長をつとめる財團法人大日本戦時宗教報国会が発足し、神道・仏教・キリスト教の各団体を指導することとなったのである。

昭和20年に第二次世界大戦が終わると、日本社会同様、宗教法も大きく変わり、同年12月には宗教法人令、そして昭和26年には宗教法人法が施行されたのである。

繰り返すならば、宗教団体法は、明治以降整備されなかった幾つもの宗教

法規を整備し、統一・拡充するという大きな目的のもと制定されたのである。第二次宗教法案と比べると、名称が「宗教法」から「宗教団体法」に改められ、団体が対象の中心であることが示された。さらに、宗教団体の地位や保護監督の関係を明確にし、その健全な発達と教化機能の増進を図ることなども目的であった。その対象とされたのは、教派神道、仏教、キリスト教その他の教団、及び寺院・教会である。これらを「宗教団体」に認定し、教派、宗派及び教団並びに教会を法人とすることができるし、寺院は法人とすると規定されたのであった。

すなわち、宗教団体法とは、日本にある主要教団を統合した法律ということになるだろう。法施行後1年を経た昭和16年3月末の段階で、仏教は十三宗五十六派から十三宗二十八派にまとめられ、キリスト教は三十六派あったものが、ローマ・カトリックの日本天主公教団とプロテスタント諸教派の合同した日本基督教団の二つに統合されたのである。さらに、教派神道でも同年3月15日に、禊教・黒住教が宗教団体法による初めての認可を受け、同月末までには、合計十三教派が文部大臣からの認可を受けるに至った⁽¹⁶⁾。

いわゆる戦時下の宗教団体法によって、「宗教団体」は、単独での存続ではなく統合の形でをとったが、その存続の正当性を確保したということができるだろう。だが、非公認だったいわゆる類似宗教については、この法律でも法人格は与えられなかった。ただし、これらは「宗教結社」とはなり得るものとされた。すると、これまで類似宗教とされ、行政の対象となっていたいなかった新宗教の諸団体は、積極的に「宗教結社」としての登録を申請したのである⁽¹⁷⁾。

なお、「宗教結社」は届出主義が採られていた。したがって、その監督は文部大臣ではなく、他の結社同様に内務大臣が行うこととなり、治安警察法によって、結社自体が禁止されることもあり得たのである。

ここで、本資料の性格を確認しておこう。本資料は、講社や布教所など「宗教結社」に関する資料である。すなわち、宗教団体法で取り扱われる「宗教団体」とは認められなかった宗教集団の資料ということになる。逆に言えば、当時「宗教団体」として扱われた寺社仏閣などはこの資料に記載さ

れておらず、把握し得ないのである。しかし、この資料を読み込むことにより、これまであまり明らかにされてこなかった宗教結社のことは、詳しく分析できると言えよう。

4 資料の概要

本資料における宗教結社の内訳や資料の形式について、簡潔にまとめておく。

本資料の宗教結社の種類と数は、神道・仏教・キリスト教・その他に区分したところ、天理教を除いた合計が161であり、詳しい区分は次の通りとなつた。

まず、神道が一番多く合計75である。内訳は、多い順に、御嶽教22、神道天善教10、扶桑教8、神道修成派8、神道日正教6、神道実行教5、神習教4、神理教3、神道大教3、その他が6である。仏教は合計73である。内訳は、真言宗30、日蓮宗21、浄土真宗11、天台宗5、本門法華宗が2、その他が4である。キリスト教は5であり、日本基督教会、日本聖公会、メソジスト教会などすべて異なる教派であった。その他、心靈界教会5、生長の家2、解脱会1があった。

これにより、教派神道と呼ばれる各派が概ね存在していること、仏教のなかでは曹洞宗や浄土宗などが見られず、逆に真言宗・日蓮宗などが多いことが特徴と言えるだろう。

次に形式だが、宗教団体法の第二十三条第一項には「宗教団体ニ非ズシテ宗教ノ教義ノ宣布及儀式ノ執行ヲ為ス結社（以下宗教結社ト称ス）ヲ組織シタルトキハ代表者ニ於テ規則ヲ定メ十四日内ニ地方長官ニ届出ヅルコトヲ要ス届出事項ニ変更ヲ生ジタルトキ亦同ジ」と記述されている（以下条文は全て新字体で表記）。そして、いずれの宗教結社においても「宗教結社規則」の第一条には、宗教団体法第二十三条により定めるとしている。

その第二十三条では、次の事項が要求されている。

名称、所在地、教義や儀式・行事、奉斎主神・安置仏、組織、財務、代表者・布教者の資格や選定方法である。

また、同二十四条には「宗教結社ノ代表者ハ其ノ結社ニ属スル布教者ノ氏名及住所ヲ遅滞ナク地方長官ニ届出ヅルコトヲ要ス其ノ届出事項ニ変更ヲ生ジタルトキ亦同ジ」とある。

さらに同五十八条には、届け出をする結社は「規則ノ外左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ地方長官に提出スベシ」となっている。その事項とは次の通りである。

- 一 教典、其ノ行儀等
- 二 代表者ノ履歴
- 三 布教方法
- 四 布教者ノ数及信徒ノ概数
- 五 資産ノ状況
- 六 布教所ノ位置並ニ建物ノ名称、種類、用途、構造、坪数及敷地坪数
(図面添附)
- 七 他ニ関係宗教結社アルトキハ其ノ名称、事務所ノ所在地及代表者ノ氏名

本資料は、まさに上記に準拠した共通の形式であった。つまり、結社届・結社規則・教義儀式行事・教典その他・布教所の位置・代表者の履歴書・家屋使用・信徒名簿・見取り図、などがほとんどの結社に見られたのである。さらに幾つかの教派・宗派では、それぞれに形式が定められており、その「雛形」と見られるものには、布教所名や代表者名、所在地などが空欄となっていた。それ以外はすでに印刷されていて、各結社ごとにその空欄を埋めていく形式になっているものが多かった。

5 分析

(1) 代表者と信徒

資料に記入された項目のうち、結社の代表者と信徒に関する考察は、すでに前稿で著した。本項では、最小限の範囲でそれをまとめておこう。

まず、各宗教結社の代表者は、性別と年齢、学歴の3点に注目した。

すると、性別では、代表者全体の約70%が男性であった。キリスト教では全員が男性だった。仏教は80%近くが男性で、宗派ごとの差異は見られなかつた。これに対し、神道では40%以上が女性となつてゐた。次に年齢は、全体では50歳代が35%でもっと多く、次に多い40歳代（23%）と合算すると過半を占める。この年代に代表者が集中していた。その一方で、20歳代や70歳以上も合算すると10%程度いた。宗教別で見ると、キリスト教とその他では実数が少ないものの、そのすべての結社で代表者は50歳代以下だったのに対し、神道と仏教では60歳以上が20%以上を占めていたことも分かつた。

続いて学歴は、全体では尋常小学校が45%、高等小学校が40%とこの二つに集中していた。必ずしも学歴が高い者が代表者になっているわけではないことが分かる。宗教別にみると、神道では他の宗教と比べるとやや学歴の低い代表者が多かつた。

信徒数は、宗教結社全体において、30人台以下が過半を占めていた。信徒数が9人以下という結社も、10%程度見られ、必ずしも大きな結社は多くないことが判明した。神道の宗教結社は20名未満の結社が半数近くあり、他と比べても、小さな規模での結社が多かつた。一方で、仏教には宗派の区別なく100人以上の信徒数を保持する規模の大きな結社も30%ほど見られた。この点については、荒川区内の各地区ごとに、顕著な差は見られなかつた。

信徒名簿の職業欄に注目すると、電気商・古物商などの自営業から、会社員・メッキ職・石屋職・船員・農業、さらに、区会議員・銀行員など非常にバラエティに富む職業の人々が、各結社に所属していることが分かつた。結社ごとの特徴を信徒の職業から見出すのは今後の課題である。また、無職の者も多かつたが、ほとんどが女性であることを鑑みると、いわゆる主婦層に

あたると思われる。

(2) 結社の建造物

さて、これらの宗教結社はどのような施設で活動したのだろうか。

本節では、前稿同様、御嶽教を事例に取り上げる⁽¹⁸⁾。教派神道であるこの教派は、本資料では天理教の次に多く22結社があった。そのうち、下記三つの資料がすべて整っている21結社を扱う。

まず、形式を確認しておこう。

結社の建造物に関して、「家屋使用承諾書」、「布教所の位置その他」、「建物見取図」という三つが本資料の中にある。

「家屋使用承諾書」は、以下のような形式であった⁽¹⁹⁾。

一 家屋 ××階 ××建 ××葺 ○○戸

所在 東京市荒川区 ○○町 ○丁目 ○○番地

右ノ家屋 結社御嶽教△△講ニ使用スルヲ承諾仕リ候也

昭和 ××年 ××月 ××日

東京市 ○○区 ○○

家主 ×××× 捺印

「布教所の位置」は次の通りに書かれてあった。

御嶽教△△講布教所ノ位置其ノ他

一 位置 東京府東京市荒川区○○ ○丁目○○番地

一 建物 ××建 ××造 ××葺 建坪××坪

一 敷地坪数 ××坪

一 図面

それでは、具体的にはどのようにになっているかを確認しよう。

まず、「家屋使用承諾書」の内容を順に見ていく。建造物は、二階建が9結社、一階建が12結社だった。瓦葺きは15結社、トタン葺きは6結社だった。また、信徒名簿に記載されている家主は2名だけであり、布教者本人の

持ち家が4結社だった。その他は家主は信徒名簿には名前がなかった。その家主の住所は「荒川区」ばかりではなく、近接する下谷区などの家主もいた。宗教結社内に家主がいない結社15のうち、借主は布教者が7結社、講そのものが8結社であった。

さらに、布教所の位置に記載されている建坪を平均すると17.2坪だった。なお、敷地坪数を平均すると40.0坪だったが、敷地坪の場合広いと言えるだろう。だがこれは、他が概ね10~30坪であるのに対して、350坪もの敷地を持つ結社が一つあったことによる平均の偏りである。この結社を除くと、平均23.4坪であった。

見取り図には、平面図だけではなく、現形図として正面図、側面図など記載されているものもある。平面図を見ると、一戸建の二階を含めるとかなり広い結社もあった。

この見取り図から、御嶽教の結社における一般的な建造物は次のような様子である。

玄関に続いて土間がある。その次に4畳半~6畳の「控室」もしくは「受付・待合室」がある。その奥に、4畳半~6畳の「礼拝・祈祷・布教（説教）室（所）」がある。その部屋の奥には「神座（神座、祭神）」が設置されている。さらに部屋の外に、台所や納戸などが位置する結社もある。

結社の建築において、大半は「控室」と「礼拝室」とが分けられている。だが一方で、6畳の礼拝室、神殿が一体化している結社もある。一部屋広い場合は、布教室が6畳となっている結社もある。二階建の場合、その二階部分が「家族の居室」になっているものもある。

国勢調査（昭和5年）によると、東京都郡部（当時「荒川区」は北豊島郡に含まれていた）における一世帯当たりの室数（2畳以上の部屋）は2.98部屋だった。御嶽教の場合はそれらと比較するとやや室数が多いと言える⁽²⁰⁾。だが、分析対象の御嶽教21結社全てにおいて、専用の施設が存在するのではなく、布教者などが居住する持ち家もしくは借家に併設（兼用）された施設がそれぞれの結社の所在地だった。そこで、信者が参集する場所であるために、通常の住居より室数が多かったと考えられるだろう。

6. 若干の結論

本稿で得られた知見は次の通りである。

まず、「荒川区」という地域が、明治後半から昭和初期にかけて、人口増加と産業構造の変化をともない、大きく変動した地域であることが確認された。さまざまな宗教結社は、古くから住む住民ばかりでなく、移動してきた人々を含め、多くの人々によって支えられ存続していたのであった。さらに、結社の建造物を詳しく見ていくと、当時の平均的な住居と同等以上の広さを持つものであることが判明した。だが、布教者の持ち家だったり、布教者が家主となり二階部分をその居住区域にしていたりすることから、宗教結社のためだけの建造物ではないことが判明した。その一方で、神殿と控え室が区分されているところも多く、住居と宗教施設を兼ねているとはいえ、宗教儀礼のために配慮がなされていることも分かった。

筆者は昭和15年時点という限られた資料から、信仰生活を共時的に切り取って考察してきた。本稿のこれまでの議論でも、この資料を述べ尽くせたとは言えない。そして少なくとも、宗教法制史的な観点からの考察や、当時の荒川区の「宗教団体」との関わりなどは明らかになっていない。

筆者は、この貴重な資料を、今後さらに異なる角度から検討していくと思う。

註

- (1) これらを概観するには、『日本民俗学会報・日本民俗学総目録』(日本民俗学会、1995年)などが手がかりになるだろう。
- (2) 磯岡哲也「都市社会の宗教 文献目録」(田丸徳善編『続都市社会の宗教』東京大学宗教学研究室、1984年)、254-296頁。
- (3) 例えば、川崎惠璋『村落・都市・宗教—実証的研究』(法律文化社、1994年)は、川崎が1950年代後半から1990年代前半まで取り組んできた、戦後社会における村落・都市と伝統的宗教に関するさまざまな地域の個別調査が、年代順に収録されている。他にも、松平誠『都市祝祭の社会学』(有斐閣、1990

年) や、和崎春日『大文字の都市人類学－左大文字を中心として』(刀木書房、1996年) などが都市の祭礼研究として知られている。

- (4) 倉沢進編『大都市高齢者と盛り場－とげぬき地蔵をつくる人びと』日本評論社、1993年。
- (5) その成果は、『日暮里の民俗』(東京都荒川区教育委員会、1997年)、『荒川(旧三河島)の民俗』(東京都荒川区教育委員会、1999年) を参照。
- (6) 本資料には昭和16年に作成された事例も4結社あったが、年度が異なることと数が少ないと点を鑑み、前稿および本稿では、昭和15年作成の資料のみを扱っている。また、『宗教関係法規集』(文部省宗教局、1942年) は、宗教団体法に関連する法規が多数収録されており、本稿作成の参考にした。
- (7) 小口偉一・堀一郎監修『宗教学辞典』(東京大学出版会、1973年)、305-310頁。
- (8) 文化庁編『宗教年鑑(平成11年度版)』ぎょうせい、2000年。
- (9) このことは、石井研士『データブック現代日本人の宗教』(新曜社、1997年) も述べている。
- (10) 川又俊則「昭和十五年の荒川区の宗教世界－『教会講社』資料にみる」(『荒川(旧三河島)の民俗』東京都荒川区教育委員会、1999年)、329-343頁。
- (11) 磯岡哲也「『宗教結社届』にみる戦前期の天理布教所」(『荒川(旧三河島)の民俗』東京都荒川区教育委員会、1999年)、344-349頁。
- (12) 本節の記述は、次の資料を参照した。『荒川区史』(荒川区、1936年)、『新修荒川区史』(上下、荒川区、1955年)、『荒川区史』(上下、荒川区、1989年)、『尾久の民俗』『町屋の民俗』『南千住の民俗』『日暮里の民俗』『荒川(旧三河島)の民俗』(いずれも東京都荒川区教育委員会、1991年、1993年、1995年、1997年、1999年)、加藤秀俊『「東京」の社会学』(PHP文庫、1990(1982)年)。
- (13) 『新修荒川区史』(下、荒川区、1955年)。
- (14) 『荒川区史』(荒川区、1936年)。
- (15) 本節の記述において参考としたのは、根本松男『宗教団体法論』(巖松堂、1941年)、長谷山正觀『宗教法概論』(有信堂、1956年)、梅田義彦『日本宗教制度史』(百華苑、1962年)、文化庁文化部宗務課『明治以降宗教制度百年

史』（文化庁、1970年）などである。

- (16) 教派神道とは周知の通り「黒住教・神道修成派・出雲大社教・実行教・神道大成教・神習教・扶桑教・御嶽教・神理教・禊教・金光教・天理教・神道大教」のことである（いずれも現在の名称）。本資料では、黒住教・出雲大社教・禊教以外の十派の結社が記載されてあった。
- (17) 『宗教年報』（文部省、1950年）によれば、戦前の神道組織は、宗教団体だった教派神道十三派の傘下教団が45%、宗教結社が26%、非公認で活動を行っていたもの17%、戦後活動をはじめたもの10%と分類されている。
- (18) 御嶽教について簡単に説明しておこう。もともとは、古来靈山として登拝者が多かった木曾御嶽を根本道場として発生し、その登拝者たちが結集して成立した教派である。明治15年以降、独立し、現在では奈良市を本拠地としている。御嶽登拝が実践の中心であり、また、御嶽大神の御靈徳御神恵を敬っている。
- (19) なお、現行の宗教法人法においても、「境内地面図」、「境内建物配置図」、「境内建物平面図」、「使用承諾書」などの書式が提示されている。そのうち「使用承諾書」の形式は次の通りである。

×年×月×日

宗教法人 ××

設立代表者 ○○殿

所有者住所

氏名 捻印

使用承諾書

宗教法人の境内地（境内建物）として、下記物件を有（無）償で使用されることを承諾します。

記

- 1 土地 所在・地目・地積等を記入
- 2 建物 所在・種類・構造・面積を記入

上記は、原本と相違ないことを証明します。

△年△月△日

宗教法人 ××

設立代表者 捺印

- (20) 平成 7 年の国勢調査によると、荒川区における一世帯あたり室数は、持ち家の場合4.41室、民間賃貸住宅の場合2.05室、住宅の一世帯当たり延べ面積は前者が 78.5m^2 、後者が 29.0m^2 であった。